

入 札 説 明 書 [事後審査用]

1 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加を希望する者は、公告に従い、事後審査型一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び必要な書類を提出しなければならない。

なお、提出方法は公告に定めるものとする。

- (2) 申請書及び必要な書類は、とちぎ広域消防事務組合条件付一般競争入札実施要綱（平成30年2月28日制定。以下「実施要綱」という。）様式1から様式7までにより作成すること。

また、実施要綱に規定する様式は、契約担当所属において交付するとともに、組合のホームページからダウンロードすることもできる。

- (3) 公告で提出を求めた書類については、次に従い作成すること。

なお、①の配置予定技術者の履行経験（公告において同種又は類似の施工実績をあわせて求めたときを含む）及び②の同種又は類似工事の施工実績については、平成16年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載をすること。

① 配置予定技術者経歴書

ア 公告において対象工事ごとに定める配置予定技術者を実施要綱様式6に記載し、必要とする資格を記載するとともに、資格を確認できる書類（監理技術者資格者証の写し等）を添付すること。

なお、資格確認の書類として監理技術者資格者証の写しを提出する場合には、監理技術者講習修了証の写しも添付すること。

イ 配置予定技術者を複数で申請したいときは、これを認めるので、技術者ごとに経歴書を作成し、提出すること。

また、複数の配置予定技術者を申請した者が落札した場合、落札決定の通知後、直ちに配置予定技術者の中から配置する技術者を選定し、その旨をとちぎ広域消防事務組合条件付一般競争入札実施要綱の運用について（平成30年2月28日制定。以下「運用」という。）様式第2号により提出すること。

なお、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ、最低価格入札者とならなかった者（とちぎ広域消防事務組合低入札価格調査及び最低制限価格実施要綱（平成30年2月28日制定。以下「低入札価格調査等要綱」という。）第12条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、本組合発注の他の工事の落札者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、低入札価格調査等要綱第9条第2項に規定する次順位者となることができない旨の申出書を直ちに運用様式第3号により提出すること。

ウ 公告で配置予定技術者に同種又は類似工事の履行経験を同時に求めている場合には、実施要綱様式6に該当する工事を記載すること。

エ 共同企業体による施工の場合、それぞれが監理技術者又は主任技術者を配置することとし、経歴書を提出すること。

② 同種又は類似工事施工実績書

公告で工事ごとに定める同種又は類似の工事の施工実績を実施要綱様式7に記載すること。

なお、共同企業体で履行した工事を実績としようとするときは、当該共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の場合のものに限り施工実績とすることができる。

③ 同種又は類似工事の施工を証する書面

上記②の同種又は類似工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

また、あわせて当該工事の施工内容が確認できる書類（工事カルテ、設計書、図面等）も添付すること。

なお、共同企業体施工による実績を提出する場合は、協定書も添付すること。

④ 特定建設工事共同企業体協定書

発注方式が共同企業体施工の場合は、実施要綱様式5を添付のこと。

(4) その他

① 申請書及び必要な書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 組合は、提出された申請書及び必要な書類を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び必要な書類は、返却しない。

④ 提出期限以降の申請書及び必要な書類の差し替え又は再提出は、認めない。

2 入札方法等

(1) 入札書は、郵送で提出すること。持参による入札は認めない。

(2) 入札書は、とちかち広域消防事務組合建設工事等郵便入札実施要綱（平成30年2月28日制定。以下「郵便入札要綱」という。）第5条各項の規定により郵送しなければならない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、1回とし、再度入札は行わない。

(5) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札の結果、低入札価格調査等要綱に規定する調査基準価格を下回る入札があったときは、低入札価格調査等要綱に規定する調査を行い、落札者の決定を行うものとする。ただし、低入札価格調査等要綱第6条に規定する失格判断基準を下回り、失格となった場合を除く。

(6) 対象工事ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札の結果、低入札価格調査等要綱に規定する最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

3 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札金額に応じた工事費内訳書を提出するものとする。

(2) 工事費内訳書の様式は、公示用設計図書に対応した内訳とし、金額等を明らかにすること。

(3) 工事費内訳書の提出のない者がした入札、又は内訳書の合計金額と入札書の金額が一致しない者がした入札は、無効とする。

4 開札の立会い

(1) 郵便入札要綱の規定に基づき開札の立会いを希望する入札者は、郵便入札要綱様式第1号の規定による申込書を提出するものとする。

(2) 前記の開札立会者が1者もない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

5 落札決定の取消し等

公告12(3)に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

6 落札者決定通知

実施要綱第9条の規定に基づき落札者を決定し、当該落札者に結果を通知するものとする。

7 契約書作成の要否

とまち広域消防事務組合運営に関する規則(平成27年規則第1号)により準用する帯広市工事執行規則(昭和52年帯広市規則第28号)様式第1号、公告及び本書に示す条件により契約書を作成するものとする。

8 契約の締結

落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しない場合は、落札を取り消す。

9 前払金及び部分払金の支払方法

(1) 前払金

契約金額の4割以内を限度とし、詳細は公告で定める。

(2) 中間前払金

契約金額の2割以内を限度とする。ただし、部分払金との併用はできない。詳細は公告で定める。

(3) 部分払金

既成部分の10分の9以内を限度とし、詳細は公告で定める。

(4) 工期が複数年度にわたる継続工事に係る(1)(2)及び(3)の支払方法については、年度別の支払い限度額に応じて支払うものとし、詳細は契約書に定める。

10 その他

(1) 入札参加者は、公告及び本書に定めるもののほか、とまち広域消防事務組合契約規則(平成28年規則第18号)により準用する帯広市契約規則(昭和39年帯広市規則第22号)、建設工事等入札心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、とまち広域消防事務組合競争入札参加資格に関する要綱(平成30年2月28日制定。)第4条の規定により指名停止を行うことがある。

11 契約担当所属

とまち広域消防局総務課施設装備係

〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3番地1

電話 (0155) 26-9121

FAX (0155) 26-9120